



住/江 区長 様

2025年8月26日

大阪社会保障推進協議会

会 長 安達 克郎

市内ブロック 代表 中居 多津子

大阪府大阪市北区錦町2-2 国労会館

Tel, 6354-8662 Fax, 6357-0846

メールアドレス、osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2025年度 24区キャラバン行動要望書

日頃は区民の生活支援や要望対応、私どもの活動にご理解・ご協力を戴き、ありがとうございます。

さて、今年度も、大阪市24区キャラバンを実施いただきたく、要望書を提出します。すみやかに、ご回答と協議日程を提示してくださるよう、お願い致します。

記

1. 統計資料について

下記の各区の統計資料を公表すること。

- ① 高齢者数、介護認定数（率）、高齢者独居数、高齢者のみの世帯数
- ② 保険料の滞納者数、軽減者数と内訳数
- ③ 介護事業者数（種類別）
- ④ 特別養護老人ホームの待機者数、
- ⑤ 保育所の年齢別受入数と申込数、保留者数（理由別）
- ⑥ 市営住宅の総数、空家（政策）数、直近の募集戸数と申込数
- ⑦ ガン健診の分母（対象者数）
- ⑧ 生活保護受給者で社会保険加入者を除く特定健診受診対象者数と受診数
- ⑨ 市立学校（災害時避難所）の洋式トイレ率。

2. 市当局への意見具申について

- ① 介護保険料・国保料の引き下げ、特定健診項目の拡大、ガン健診の無料化、生保受給者への健診受診票の送付、保留児童解消のための保育所の増設を課長会議などで本庁に要請すること。
- ② 各区の協議で出された市への意見・要望についても、速やかに本庁に届けること。

3. 介護事業について

- ① 介護の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。
- ② 介護保険料の滞納者・未納者については、無理な取り立てや滞納処分をせず、換価の猶予など理解と納得を得た対応を行うこと。

- ③ 介護保険料の軽減措置について、チラシを決定通知書に同封したり、広報紙に掲載するなど、制度を広く告知し、活用すること。
- ④ 介護認定は速やかに認定出来るように必要な措置を講ずること。また、「緊急を要する者」については、迅速に認定するよう催促すること。
- ⑤ 訪問型サービス（生活支援）が、幅広く利用できるよう地域包括センターと連携して改善すること。
- ⑥ 虐待・孤立・近隣とのトラブル・サービス拒否等の「支援困難者」の支援については、サービス利用者任せにせず、区役所と地域包括支援センターが、ケアマネジメントを行うこと。
- ⑦ おむつを必要とする要介護者・高齢者のおむつ代を補助すること。
- ⑧ 補聴器購入助成制度については、区役所で申請受付を行うなど改善すること。
- ⑨ 高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるように、「老人憩いの家」が積極的に活用されるように、財政や人的支援の施策を行うこと。

4. 医療

- ① 乳幼児健診（3か月、1歳半、3歳）の未受診児童をなくすこと。
- ② 幼稚園や保育園に通っていない「4歳児訪問事業」の実情を公表すること。
- ③ 無料低額診療医療制度を広く啓発し、利用をはかること。
- ④ コロナ・インフルエンザなどの感染症、熱中症、食中毒等の対策について、区民への情報発信、区民の要望への対応など、丁寧に対応すること。

5. 国保

- ① 国保料の滞納者や納入困難者への相談は、「支払い可能な」優しい対応をおこなうこと。
- ② 滞納者については、給与などの差し押さえは極力避けて、「滞納処分」などの処置を躊躇することなく活用すること。また、換価の猶予、納税の猶予を活用すること。
- ③ 所得減少減免措置の広報を行い、申請・相談者には丁寧に対応するとともに、申請・審査は区役所で行うこと。また、即時減免については、見積の裏付け書類等を簡素化するなど利用しやすく改善すること。
- ④ 一部負担金免除の制度を広く知らせて、活用を援助すること。
- ⑤ マイナー保険証を保持者していない人への資格確認証送付などの措置を広く知らせること。

6. 健康診断

- ① 特定健診向上のために、様々な努力を行うこと。
- ② 生活保護利用者の「受診票」を申請制でなく速やかに送付すること。

7. 生活保護

- ①窓口で「水際作戦」でパワハラ、セクハラ発言で、申請を思い留まらせるような言動は根絶すること。
(例) 長時間待たせる、体を使って働け、家や保育所を探して来い、貯金が5万円以下になって出直せなどの言動。
- ②窓口では、懇切丁寧に聞き取り、要領よく説明し、面談記録を他の相談員にも共有するなど、気持ちよい対応をすること。
- ③ 「扶養照会」を強要しないこと。廃止を具申すること。
- ④ 貸付「つなぎ資金」は速やかに支給すること。
- ⑤ CW(ケースワーカー)の対応の仕方が悪い例がある。区役所でも、研修や指導を徹底すること。
- ⑥シングルマザー宅への訪問は必ず女性ケースワーカーが同行すること。
- ⑦生活保護手帳に基づき、鍼灸における4km以上の往療料算定を認めること。
- ⑧電化製品が故障した時の買い替え資金を援助すること
- ⑨「生活保護は権利です」のチラシやポスターを作成して活用すること。

8. 保育、教育、貧困児童対策

- ① 認可保育所への年齢別定員数と応募者数、利用保留児童数と内訳別数を明らかにし、保留児童解消の具体的な対策・計画を提示すること。
- ② 小中学校の統廃合は、教育的意義、保護者や地元の合意を得て、慎重に行うこと。また、学校選択制は合理的な理由のみに留め、「指定外通学」の適用をすすめること。

9. 生活支援

- ①フードバンク・フードパントリー・お弁当配布などの民間団体の取り組みについては、会場費補助、チラシ配架などの支援を行うこと。
- ② 子ども食堂、無料塾、子育て相談などの施策支援・事業を拡大すること。

10. 災害対策

- ① 避難所の開設の情報、停電時の支援、要支援者の安否確認など、地域での救援・救助活動がスムーズに出来るように、指示し、援助すること。
- ② 各区の避難所数と、飲食料数・毛布備蓄数、避難所利用予想数、要避難支援者数と対策、生活弱者・障がい者への支援策、マンション居住者対策、津波対策、福祉避難所数などの避難計画を明示すること。
- ③ 避難ビルの活用、災害用の物資、人的支援など、民間の協力・支

援による防災態勢を拡充すること。

11. 住宅施策など

- ①市営住宅への落選者に対して援助策を講ずること。また、政策空家を減らし、市営住宅を増設すること。若者が入居しやすいように、所得制限を緩和すること。
- ②マイナンバーカードを強制しないこと。

12. 交通施策

- ① オンデマンドバス、コミュニティバスを運行すること。また、利用料金は100円、予約は電話対応も可能、敬老パスの利用も可など、幅広く利用できる制度にすること。
- ② シティバス・地下鉄に関する要望窓口を市役所に設置すること。

13. その他

- ① 協議にあたっては、会場の開場は30分前からにすること、
- ② 国保・介護料の減免チラシ、無料低額診療と一部負担金免除のチラシ、防災関連の地図、高齢者施策や福祉施策の冊子などの資料を準備すること。

後日、同じ文書が郵送されてくると思いますが、同一文書であれば破棄されて結構です。
訂正文書であれば、郵送文書と差し替えて下さるよう、お願いいたします。